

令和4年10月31日	
担当課	職員課
所属長	西川欣伸
電話	06-4950-5660

準公金を着服した職員の処分について

1 事案の概要

教育委員会事務局の職員が、令和2年4月21日から令和2年10月8日にかけて計7回、担当していた事業の実行委員会の資金計499,000円を着服した。

令和4年度から当該事業を担当する別の職員が、令和4年5月に通帳が保管場所に無いことに気付いたことをきっかけに当該事案が発覚した。なお、499,000円は全額返納済みである。

2 被処分者及び処分等内容

(1) 着服した職員

教育委員会事務局 書記

懲戒免職（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

(2) 管理監督責任を問う職員（事案発生当時の所属）

ア 教育委員会事務局 部長

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

イ 教育委員会事務局 課長

減給3月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

ウ 教育委員会事務局 係長

減給1月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

3 処分日

令和4年10月31日（月）

以上